

一般送配電事業者 10 社の収入の見通しに関する書類
に係る「国民の声」の募集結果

令和 4 年 1 1 月 1 4 日
資源エネルギー庁

一般送配電事業者 10 社から提出された収入の見通しに関する書類に対し、資源エネルギー庁において 1 0 月 5 日から 1 1 月 4 日まで意見募集を実施したところ、2 5 者から合計延べ 2 8 件の意見提出があった。

【意見詳細】

別紙参照

一般送配電事業者 10 社の収入の見通しに関する書類に対して寄せられた意見

※御意見の全体像が分かるように代表的な御意見を抽出し、整理しています。

※基本的にいただいた御意見から抜粋したものです。明らかな誤字や変換ミス等は修正しております。

分類	意見内容
無電柱化について	・次の2点により、現状の各電力会社の無電柱化整備目標を上回る無電柱化に関する予算を増額すべきと考えます。現在、日本国内での無電柱化は電線共同溝方式という税金を投入して、国が主導で進めています。海外においては、電線管理者が自らの費用で無電柱化をしているのが一般的です。そういった状況からすると、第8期無電柱化推進計画は5年で4000kmという整備目標になっているのに対して、10電力の整備目標は1,909kmと半分以上となっています。国民の理解を得るためにも、整備延長を増やすべきと考えます。2点目は、激甚化する自然災害への対応という点です。毎年のように、台風や豪雨によって、架空線が被災しています。その度に、停電が長期化して国民の生活に不便が生じています。また、復旧費用も電力会社にとって、負担になっているのではないのでしょうか。こうした観点からも、無電柱化を早期に進める必要があります。これら2点から現状の整備目標では少ないと考えます。 ・無電柱化は防災、安全、景観等の観点から社会的な便益は大変大きいと考えられますが、電力会社自身にとっては利益を生むものではなく、逆に電柱に比べると費用がかさむことから、これまで無電柱化が進んでいないことは周知の事実です。こうした中、平成28年に成立した無電柱化推進法では、無電柱化の電線管理者の責務であると明記され、法律に基づき無電柱化推進計画が策定され、電力会社も主体的に無電柱化を進める環境が整いつつあることは誠に喜ばしいことです。しかしながら、今回の事業計画に盛り込まれている無電柱化予算が厳しく査定されますと、これまでと同様に会社経営上の足かせとなってしまうかねえせん。無電柱化は、送電・変電・配電施設の維持や強化とは性格が異なる取組であることから、査定にあたり特別の配慮が必要かと考えております。
収入の見通しの費用項目について	・各社の原価の中に「制御不能費用」という項目がありますが、この費用の法的根拠やなぜ一般送配電事業者が負担する必要があるのか等、基本的根拠を詳細に説明すべきです。現実には賠償負担金相当額と廃炉円滑化負担金ですが、このような原発の運転・維持費用を一般送配電事業者に負担させるのは経済合理性に反します。実際に原発由来の電気を販売しない小売電気事業者にとっては、それらが含まれた託送料金を支払う義務はありません。したがって、このよう

	な原発の維持、稼働に必要な費用は原発を所有する発電事業者がすべて負担すべきであり、一般送配電事業者の「制御不能費用」というような費用の付け替えをするべきではありません。 ・会計上、制御不能費用という項目立ては、内訳を不透明にすると同時に、電気料金を上昇させるブラックボックスとなる可能性が大きい様に考えます。他項目の中にも、「制御不能費用に分類されるものを除く」という表現が多く見られ、本来の項目の数字が正しく認識されなくなる恐れがあります。制御不能費用を認めたまま、レベニューキャップ制度をスタートさせることは、事業者負担の大原則を曲げる仕組みの固定化であり、これは立ち止まり再検討すべきだと考えます。したがって、各社の「制御不能費用」が盛り込まれた「収入の見通し」は認められません。 ・制御不能費用を託送料金から徴収するとなれば、多くの国民にその負担を強いることになりますが、そうした情報提供を電力事業者も政府、経産省も行っていない。レベニューキャップ制度は上記の問題点から認められず、再検討すべきです。 ・東電P Gの事業計画のP 6 9、その他の費用、廃炉等負担金についてです。そもそも、この廃炉等負担金について東電は「送配電事業における合理化分から捻出すること、P Gの負担が過大ではないこと、P Gの財務健全性を毀損しないこと」としています。つまり、あらかじめ費用に参入してはいけけないのではないのでしょうか。あくまで合理化を進める中で超過利潤がでた場合にその中から捻出するものであり、託送料金には影響しないものとするべきではないのでしょうか。この廃炉等負担金は費用として計上せず、超過利潤から毎年ふさわしいものを計上するべきです。廃炉等負担金を費用計上することは認められません。 ・送配電事業の公益性を鑑みて、人件費・厚生費等はそのエリアの平均程度に合わせるべきです。例として、九州エリアにおいて、2023 年度の人件費は 305 億円、期末人員は 5837 人であり、平均給与は 5.2 百万円となります。九州エリアの 2021 年度の平均は 3.7 百万円 (https://doda.jp/guide/heikin/area/) であり、乖離が大きいです。設備増強等、安定供給に資する費用は負担すべきですが、地場企業として地域の水準を大きく上回る費用を広く負担させることについては疑義が生じます。
レベニューキャップ制度について	・収入実績の増額は、託送利用の増加と託送料金の値上げによります。託送料金の値上げ要因は費用増額に起因します。つまり「収入実績」よりも「費用実績」を精査するべきではないのでしょうか。
その他	・「再エネ賦課金」などは料金表に明記されている一方、原発費用などは私たちが支払う料金のうちのどれだけの金額なのか分からなくなっており、これはきわめてアンフェアです。

	・以前の電気料金の審査の際には、各社の地元で公聴会が開かれていました。今回送配電部門だけとはいえ、5年分の審査をするのであれば、地元の声を聞く会が必要だと思います。ぜひ開催してください。10社すべてを一斉に行い、1ヶ月の意見公募だけでは「国民の声」を十分に聞いたことになりません。
--	---